



土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を下記のとおり指定する。

区域の範囲を表示した図面及び地番等は札幌市環境局環境都市推進部環境対策課に備え置き、一般の閲覧に供する。

令和元年（2019 年）6 月 5 日

札幌市長 秋元 克広



記

- 1 指定する区域の所在地  
札幌市中央区北 5 条東 6 丁目 375 番 2  
札幌市中央区北 5 条東 5 丁目 8 番 10、375 番 8  
札幌市中央区北 5 条東 5 丁目 6 丁目 1 番 1、2 番、5 番 5
- 2 土壤汚染対策法施行規則第 31 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質  
砒素及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則第 58 条第 5 項第 10 号から 13 号までへの該当の有無  
土壤汚染対策法施行規則第 58 条第 5 項第 10 号に該当するため、自然由来特例  
区域とする。